

第4期宮城県多文化共生社会推進計画の概要

| 1 基本理念と基本方針 | |
|-------------|---|
| 基本理念 | 『多文化共生社会の実現により豊かで活力のある宮城へ』 —国籍、民族等の違いに関わらない県民の人権の尊重と社会参画— |
| 基本方針 | 『多様な主体が活躍する地域づくり』—意識の壁の解消— 『誰もが安心して暮らし続けることができる環境づくり』—言葉の壁の解消・生活の壁の解消— |
| 基本的な考え方 | 多様性を織り込んだ新たな地域文化の醸成を目指すとともに、誰もが暮らしやすい環境整備を進め、活気のある地域づくりを支える |
| 計画期間 | 令和6年度から令和10年度までの5年間 |

| 2 第4期計画の方向性 |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、2070年には日本の総人口の10.8%が外国人となることから、外国人県民増加を考慮した生活環境や労働環境の整備が急務。 県内の在留外国人の現状として多国籍化が進んでいるとともに、県民アンケート等の結果から日本人県民が外国人を受け入れる意識が整っていないことが分かったため、言語翻訳機等の活用及びやさしい日本語を普及をするとともに日本人を対象とした理念啓発の実施や外国人が地域活動に参加しやすい仕組みづくりが必要。 気象災害の激甚化等を踏まえた防災情報等の迅速な発信、オンラインを含めた日本語講座の充実化、相談・支援内容の多様化による相談窓口の充実が必要 令和5年（2023年）に東北大学が国際卓越研究大学の認定候補となったほか、県内に外資企業による大規模製造工場立地が決定するなど、積極的な高度人材の呼び込み、企業誘致活動により諸外国の高度人材が研究活動や企業活動のために県内に転入することとなる予定 わが県の産業基盤を支える労働者の確保のため、令和5年（2023年）3月にベトナム政府とさらに、同年7月にインドネシア政府と技能実習生・特定技能労働者・技術者の送り出し・受け入れ推進に関する協力覚書を締結したことにより、外国人材のさらなる流入が確実視されている。 官民挙げて外国人を呼び込む政策を実施する予定であることから、本計画実施期間である5年間においては、あらゆる職種における外国人材が県内で活躍することが見込まれ、「攻め」の多文化共生が求められる。 |

3 外国人県民を取り巻く現状・課題及び施策の柱

| | 現状 | 課題 | 施策の柱 | 取組内容 | 主な関連事業 | 評価指標 |
|------|-----------------------|--|--------------------------------------|---|---|---|
| 意識の壁 | 日本人県民に対する一層の理解促進の必要性 | ・特に日本人県民を対象とした多文化共生に関する理念啓発 ・地域住民に身近な存在である民生委員や事業者等に対する理念啓発 | 1 多様性を理解・尊重する共通認識の醸成 | (1)日本人県民に向けた理念啓発 (2)外国人県民に対する日本及び地域の文化・慣習・制度等への理解促進 (3)外国人材雇用企業や関係団体に向けた人権教育・多文化共生理念啓発 (4)県・市町村等の関係部署における多様性を尊重する共通認識の醸成 | 1 包括連携協定を締結している企業等と協力した啓発ツールの配布、県HPでの啓発強化 2 民生委員等向けの研修会を活用した多文化共生の理念に関する説明・情報提供 3 生活オリエンテーション動画等の最新のツールを活用促進することで、生活ルール等の理解促進を図る 4 各警察署等と連携し外国人県民の安全な生活に必要な知識の普及を図る 5 中小企業団体中央会、商工会議所等の事業者組織と連携した事業者向けセミナーの開催 6 国、弁護士会、JP・MIRAI、関係機関と連携した人権の尊重に関する意識醸成 7 行政職員や関係機関へのやさしい日本語研修の実施、翻訳事例集等について市町村間の情報共有 8 地域が抱える課題やニーズを明確化し、他自治体の好事例を紹介する等して、伴走型で支援 9 地域行事等の情報をデジタルも活用しながらプラットフォーム等を整備し、外国人県民が取得しやすい方法で発信 10 外国人が参画する地域の課題解決手法を調査・研究し、市町村とともに事例を共有 11 事業者や外国人支援を行うNPO等と課題共有を図り、外国人県民を含めた多様な主体による地域づくりを支援 12 市民団体に対して、各種関連団体が実施する補助制度を情報提供 13 外国人政策等の課題を明確化し、その解決に必要な人材の発掘、育成を関係機関と協力して実施 14 多文化共生事業の円滑な実施のため、コミュニティリーダー等との連携を図る 15 研究等に従事する高度外国人材の専門知識の地域還元を促進 | 多文化共生に係る研修会・イベントの実施回数 【165回】 R6からR10の累計 |
| | 外国人県民と地域が関わる機会のさらなる創出 | ・日頃から地域における各種行事への参加・外国人県民が主体的にボランティア活動等を実施できる機会の創出 ・外国人県民が社会の構成員として積極的に地域づくりや多文化共生の担い手として活躍するための土台づくり | 2 多様性を活かした地域の活性化 | (1)外国人県民の地域活動への参加促進 (2)市民団体の活動に対する支援の充実 (3)支援人材の発掘・育成 | 16 民生委員のほか、事業者等に対する従業員同士の円滑なコミュニケーションを目的としたやさしい日本語セミナーの実施 17 「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」等国が推奨するやさしい日本語の手引書の活用 18 特に保健福祉等の行政機関、医療機関等に対しての各種サポーター等の活用促進 19 国や自治体の新たな制度や通知等の情報提供による各種サポーター等のスキルアップ 20 県内市町村の防災アプリ等による災害情報発信の多言語化を促進 21 平常時の備えのための防災ハンドブック等のWEB配信 22 在留外国人向けアプリの開発によるセグメント配信やプッシュ型配信等を通じた生活利便性向上 23 頻度の高い質問に対してあらかじめFAQを多言語で整備 | 外国人向けアプリ等リリース 【3本】 |
| 言葉の壁 | 外国人県民の多国籍化・多言語化 | ・やさしい日本語や多言語による生活上必要な情報や災害時の情報提供 ・自動翻訳機等のICT活用による迅速な情報提供 ・県民生活の利便性向上のためのDXの推進 | 3 活用可能な情報収集の支援及び多言語に対応した情報の提供 | (1)やさしい日本語を用いた情報発信及びコミュニケーションの促進、関係機関への意識啓発 (2)各種通訳サポーター等の活用促進 (3)多言語による防災情報等の発信 (4)DX推進による生活利便性の向上 | 24 地域日本語教育コーディネーター数を引き上げ及び同コーディネーターの派遣による講座内容の充実 25 日本語教育支援者の確保及び育成 26 効果的、効率的な日本語教育体制構築のためのICT活用 27 公的関与の日本語学校の開設等を通じた日本語学習環境整備 28 日本人県民に対して日本語教育の理解促進のための情報発信 29 県・市町村教育委員会によるアドバイザーやサポーター等の派遣、配置 30 保護者に対する通訳支援の活用 31 オンラインによる日本語教育モデルの構築及び横展開 | 日本語講座の空白地域数 【0市町村】 |
| 生活の壁 | 日本語教育に対するニーズの多様化 | ・外国人県民のニーズに合わせた日本語講座の在り方の検討、充実 ・インターネットを用いたオンラインによる日本語学習プログラムの構築 | 4 多様な学習支援による地域社会への適応力向上 | (1)学習者に応じた日本語学習の支援及び日本語講座の充実 (2)外国人児童・生徒及びその保護者に対する支援の強化 (3)ICTを用いた日本語教育モデルの構築 | 32 外国人県民の相談窓口については、包括連携協定を締結している企業、中小企業団体中央会・商工会議所といった事業者組織及び地域コミュニティ等と協力することにより周知を強化 33 県、市町村の各担当部署、弁護士、行政書士等の専門家と適切な情報提供を行うことで、外国人からの相談に迅速に対応できるよう相互連携を促進し支援体制を強化 34 市町村職員に対して、相談技術など対応力の向上を図るための研修等を実施 35 出産、子育て等に関する相談を受けた際に、相談センターが相談者の実情を適切に把握し、円滑に相談者と関係機関との調整を行う 36 市町村等が行う出産、子育て等に関する多言語による情報発信を支援 37 外国語対応可能な医療機関の検索サイト等の情報を積極的に周知 38 言語翻訳機等を活用した多言語対応 39 在留外国人向けアプリの開発によるセグメント配信やプッシュ型配信等を通じた生活利便性向上 | 外国人相談対応体制を整備している市町村数 【35市町村】 |
| | 外国人県民の生活相談の多様化 | ・「みやぎ外国人相談センター」の更なる広報・周知 ・同センターを起点とした各分野の専門機関との支援体制強化 ・外国人がみやぎで長期的に活躍できる環境整備 | 5 ライフステージに応じた生活支援の体制強化 | (1)相談体制等の強化に向けた関係機関の連携、相談技術の向上等による支援体制強化 (2)医療、出産、子育て等の支援に係る関係機関との連携等を通じた支援体制の強化 (3)DX推進による生活利便性の向上 【再掲】 | 40 外国人県民の雇用に関して、先進的な取組を行っている企業をモデル企業として選定し取組を紹介 41 中長期インターンシップや企業訪問ツアー等を支援し、事業者と外国人材の相互理解を促進 42 中小企業団体中央会、商工会議所といった事業者組織と連携し、各業界の事業者に対し、外国人材の人権・労務問題等に関して啓発を実施 43 県内で研究等に従事する高度外国人材に、その専門性を活かし、専門人材の育成に参画する等、地域の活性化に関しても活躍の場を広げる 44 外国人材が安心して県内で暮らしていけるような環境を整えるとともに、外国人材が積極的に地域との交流を促進していくような地域づくりを促す 45 外国人に選ばれる「みやぎ」をめざすため、暮らしやすさ等の魅力発信を多言語で行う | 外国人雇用者数 ②外国人労働者に係るセミナー研修会等に参加した事業者数 【①22,000人】 【②1,500事業所】 |
| | 就労支援の必要性 | ・外国人県民のニーズに合わせた就職等の情報提供 ・外国人雇用の促進に向けた事業者等に対する啓発 ・外国人に選ばれるみやぎを目指すための環境整備・魅力発信 | 6 就労支援の促進 | (1)事業者に対する外国人材の受入れに係る支援の充実 (2)外国人材に対する県内定着に係る支援の充実 | | |